



【令和5年度決算】こども青少年局 審査

10月21日に開かれた決算特別委員会において、令和5年度のこども青少年局事業について質しました。決算審査は、前期の事業効果を検証し、新年度の予算編成につなげる重要な機会となります。今号は、委員会における私の主な質疑についてお伝えして参ります。

＝ 里親やファミリーホームにおける家庭養育の取組み ＝

関 令和5年度の横浜市における児童虐待対応件数は、初めて14000件を超え増加の一途をたどっており、児童相談所（以下、児相）が対応する6割弱が虐待事例となっている。児相では、子供の安全確保やアセスメントが必要な場合には一時保護を決定し、専門機関と連携し子供や家庭に対する支援を決定する期間を設けて適切な養育へとつなげているが、こうした社会的養護の中でも近年では国が里親やファミリーホームといった「家庭養育」を進めている。横浜市の直近3ヵ年か年の里親登録数、ファミリーホームの箇所数および委託児童数の推移について伺う。

答弁 里親の登録数は令和3年度221組、4年度246組、5年度277組。ファミリーホームの箇所数は3年度に5所、4年度6か所、5年度7か所。また委託児童数は3年度107人、4年度124人、5年度140人となっている。

関 全国的な傾向として、心身に障害のある児童のうち里親に委託される件数は24%、ファミリーホームで46%、また虐待ありの児童では里親に38%、ファミリーホーム53%となっており、ケアニーズが高い児童がファミリーホームに委託されている。こうした里親やファミリーホームを増やしていくべきと考えるが、その取組について伺う。

答弁 里親については、広報啓発やリクルート、児相による委託後の里親と子供の支援を強化することで、担い手確保を進めている。ファミリーホームについては、経験豊富な里親さんなどにホームの開設を働きかけるとともに開設準備費を補助している。6年度からは、不動産事業者に物件探しのサポートを依頼した。

＝ 児相の非行や法に触れた青少年への対応 ＝

関 令和4年10月の「全国の児童相談所における非行相談対応の現状に関する調査」報告書によると、検挙・補導の件数は年々減少している一方で、薬物乱用や特殊詐欺、SNSに起因する被害などが増加している。非行や法に触れた青少年に対する直近3ヵ年の児相への相談件数は。

答弁 令和3年度250件、4年度278件、5年度369件で、主に警察からの通告が増えている。

関 非行が起こる背景は、虐待や家庭内の不和、生活困窮、学校での人間関係の悩みなど様々で相談にあたる職員のスキル向上とともに、一時保護所や連携する施設の充実が求められる。非行や法に触れた青少年の抱える課題と対応について。

答弁 子供たちは、虐待や養育放棄など様々な理由から大人に対する不信感や反抗心を抱えることから、大人が理解しがたい行動を起こしてしまい、保護者や周囲の大人との関係が悪化するという課題がある。児相では、非行等の程度に応じ、児童福祉司による家庭訪問や面接、児童心理司によるケアなどにより子供と家庭を支援している。

関 非行に至る様々な背景から、その対応に向けては福祉・経済の視点、地域や学校での孤立といった問題に取り組む必要がある。横浜市として局区が連携した取組を進めるべきと考えるが、副市長に伺う。

答弁 非行等のある子供は、発達上の課題や経済的な困窮、いじめ等が複雑に絡んでおり、ひとつの機関では解決が難しい状況にある。発達上の課題は健康福祉局所管の障害者基幹相談支援センターとの連携や学校との定期的な情報共有、経済的な困窮がある場合は区役所の生活支援課につなぐなど、局区を横断した対応は進めている。引き続き、こども青少年局をはじめ関係する局区が連携をさらに深め、早期の問題解決に取り組む。

＝ すべての子供・若者への支援 ＝

関 令和6年第2回定例会において議員提案により「横浜市こども・子育て基本条例」が制定された。この条例にもあるとおり、子供は国の宝であり未来を担うのは今を生きる子供達である。子供にとっての最善の利益が考慮され、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることが大変重要で、子供たちの個々の状況に応じた様々な施策が必要となる。例えば、発達障害と診断されるお子さんが増加する中、地域療育センターによる支援のほか、児童生徒が通う放課後等デイサービスや通所事業の利用計画を作成する障害児相談支援が実施されているが、こうした支援にかかる決算額の過去3ヵ年の推移を伺う。 <<裏面に続く>>